

太田市自転車等駐輪場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第31号

太田市自転車等駐輪場条例施行規則の一部を改正する規則
太田市自転車等駐輪場条例施行規則（平成18年太田市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中その2を削り、その3をその2とし、その4をその3とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。